

第三章 指定児童デイサービス

第一節 基本方針

(基本方針)

第四十五条 指定居宅支援に該当する児童デイサービス（以下「指定デイサービス」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十六条 指定デイサービスの事業を行う者（以下「指定デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者のうち指導員又は保育士の員数は、指定デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯）を通じて専ら当該指定デイサービスの提供に当たる指導員及び保育士の総数が、障害児の数が十五人までは二以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上とする。

- 2 前項の指定デイサービスの単位は、指定デイサービスであってその提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいうものとする。
- 3 第一項の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(管理者)

第四十七条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第四十八条 指定デイサービス事業所は、日常生活訓練室兼社会適応訓練室を有するほか、指定デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない

い。

- 2 前項に掲げる日常生活訓練室兼社会適応訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する指定デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(居宅利用者負担額等の受領)

第四十九条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービスを提供した際は、利用者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定デイサービスを提供した際には、前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第二十一条の十第二項に規定する額の支払を受けるものとする。
- 3 指定デイサービス事業者は前二項の支払を受ける額のほか、デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるものの支払いを利用者から受けることができる。
- 4 指定デイサービス事業者は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 5 指定デイサービス事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定デイサービスの基本取扱方針)

第五十条 指定デイサービス事業所の従業者（以下「この節において従業者という。）の行う指定デイサービスは、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、適切に行わなければならない。

2 指定デイサービス事業者は、その提供する指定デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定デイサービスの具体的取扱方針)

第五十一条 指定デイサービスの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定デイサービスの提供に当たっては、次条第一項に規定するデイサービス計画に基づき、障害児の日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切にサービスの提供を行う。
- 二 従業者は、指定デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことの旨とし、障害児又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定デイサービスの提供に当たっては、援助技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 指定デイサービスは、常に障害児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害児の障害の特性に応じた指定デイサービスの提供ができる体制を整える。

(デイサービス計画の作成)

第五十二条 指定デイサービス事業所の管理者は、障害児の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、日常生活における基本的な動作の習得等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したデイサービス計画を作成しなければならない。

- 2 指定デイサービス事業所の管理者は、それぞれの障害児に応じたデイサービス計画を作成し、障害児又はその介護者に対し、その内容等について説明しなければならない。
- 3 指定デイサービス従業者は、それぞれの障害児について、デイサービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(管理者の責務)

第五十三条 指定デイサービス事業所の管理者は、従業者の管理、指定デイサービスの

利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定デイサービス事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第五十四条 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定デイサービスの利用定員
- 五 指定デイサービスの内容及び利用者から受領する費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 その他運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第五十五条 指定デイサービス事業者は、障害児に対し適切な指定デイサービスを提供できるよう、指定デイサービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所ごとに、当該指定デイサービス事業所の従業者によって指定デイサービスを提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五十六条 指定デイサービス事業者は、利用定員（指定デイサービス事業所において同時に指定デイサービスの提供を受けることができる障害児の数の上限をいう。）を超えて指定デイサービスの提供を行ってはならない。

(非常災害対策)

第五十七条 指定デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第五十八条 指定デイサービス事業者は、障害児の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定デイサービス事業者は、指定デイサービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第五十九条 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条及び第三十三条から第三十九条までの規定は、指定デイサービスの事業について準用する。

第五節 基準該当居宅支援に関する基準

(従業者の員数等)

第六十条 基準該当居宅支援に該当する児童デイサービス（以下「基準該当デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者のうち指導員及び保育士の員数は、基準該当デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当デイサービスの提供に当たる指導員及び保育士の総数が、障害児の数が十五人までは二以上、それ以上五又はその端数を増すごとに一を加えた数以上とする。

2 前項の基準該当デイサービスの単位は、基準該当デイサービスであってその提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(管理者)

第六十一条 基準該当デイサービス事業者は、基準該当デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当デイサービス事業所の他の職務に従

事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第六十二条 基準該当デイサービス事業所には、日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる日常生活訓練及び社会適応訓練を行う場所には必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第一項に掲げる設備は、専ら当該基準該当デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第六十三条 第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条第二項、第二十六条、第二十七条、第三十三条から第三十九条まで及び第四節（第五十九条において準用する第二十一条第一項を除く。）の規定は、基準該当デイサービスの事業について準用する。

第四章 指定児童短期入所

第一節 基本方針

(基本方針)

第六十四条 指定居宅支援に該当する児童短期入所（以下「指定短期入所」という。）の事業は、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第六十五条 法第六条の二第四項に規定する施設が当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに当該施設として必要とされる数以上とする。

2 法第六条の二第四項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うものに置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者数及び当該指定短期入所の事業の利用者数の総数を当該施設の入所者とみなした場合において当該施設として必要とされる数以上とする。

(管理者)

第六十六条 指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第六十七条 指定短期入所事業所は、併設事業所であるか、又は法第六条の二第四項に規定する施設の居室であってその全部若しくは一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。ただし、宿泊を伴わない指定短期入所のみを提供する指定短期入所事業所にあっては、居室を用いずに当該指定短期入所を提供するこ

とができる。

- 2 併設事業所にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。
- 3 第六十五条第二項の適用を受ける施設にあっては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

第四節 運営に関する基準

（指定短期入所の開始及び終了）

第六十八条 指定短期入所事業者は、保護者の疾病その他の理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となった障害児を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第六十九条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「居宅受給者証記載事項」という。）を、その者の居宅受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、利用者に係る居宅受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

（居宅利用者負担額等の受領）

第七十条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際には、利用者から居宅利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際には、

前項に掲げる居宅利用者負担額のほか、利用者から法第二十一の十第二項に規定する額の支払を受けるものとする。

- 3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、日用品費、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるものの支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定短期入所事業者は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

第七十一条 指定短期入所は、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 短期入所従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害児又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第七十二条 指定短期入所の提供に当たっては、障害児の心身の状況に応じ、障害児の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その障害児に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 利用者の食事は、栄養並びに障害児の身体の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行わなければならない。

(健康管理)

第七十三条 指定短期入所事業者は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、健保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第七十四条 指定短期入所事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(障害児の家族との連携)

第七十五条 指定短期入所事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第七十六条 指定短期入所の従業者等は、現に指定短期入所の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ指定短期入所事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第七十七条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第六十五条第二項の適用を受ける施設にあっては、第三号を除く。）に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定短期入所の内容及び利用者から受領する費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービス利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第七十八条 指定短期入所事業者は、次に掲げる障害児の数以上の障害児に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる障害児の数
- 二 第六十五条第二項の適用を受ける施設である指定短期入所事業所にあっては、当該施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる障害児の数

(地域等との連携)

第七十九条 指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(準用)

第八十条 第八条、第十条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十九条まで、第五十三条、第五十五条、第五十七条及び第五十八条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

付 則

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。